

報告第21号

専決処分の報告（残波岬公園内での負傷の和解及び損害賠償）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり
専決処分したので同条第2項の規定により報告します。

令和5年9月12日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり残波岬公園内での負傷の和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分とする。

- 1 相手方 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償額 242,856円
- 3 概要 別紙事故報告書のとおり

令和5年8月13日

読谷村長 石嶺 傳實

事故報告書

発 生 日 時	平成31年 1 月20日（日曜日） 15時頃
発 生 場 所	読谷村字宇座1932番地14 残波岬公園
状 況	平成31年 1 月20日午後 3 時頃、残波岬公園において集水桝の上を歩行した際、集水桝のコンクリートが腐食していたことで、蓋がずれて集水桝の中に足を踏み外し口元に出血等を負った。後日病院で受診したところ、歯の破折などの異常はないが、萌出遅延があり経過観察を要すると診断された。 被害者とは調整の結果、3 回に分けて賠償金を支払い令和 5 年 8 月 13 日に示談。 事故があった場所（残波岬公園）の状況としては事故後に修繕を行うことにより改善されている。



示談書

2023 年 8 月 13 日

第一当事者 (甲)	氏 名 読谷村長 石嶺 傳實 住 所 読谷村字座喜味 2901 番地	沖縄県中頭郡読谷村長印
--------------	---------------------------------------	-------------

第二当事者 (乙)	氏 名 [Redacted] 住 所 沖縄県読谷市 [Redacted]
--------------	---

事故発生日時	平成 31 年 1 月 20 日 午後 3 時 00 分
事故発生場所	沖縄県中頭郡読谷村字座 1932 番地 14 残波岬公園
事故の原因 状況結果	上記日時、場所にて乙が集水桝の上を歩行した際、桝が腐食
	していたことにより蓋がずれて、足を桝の中に踏み外した。
	その際、乙の口元が蓋に直撃し、出血等を負わせた。以下余
	白。
示談の内容	甲は乙に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、
	金 242,856 円を乙指定口座に支払い済み。
	なお、本件示談の他、甲、乙間には一切の債権債務関係がな
	いことを確認する。以下余白。